

平成 30 年 10 月 4 日

中部広域市町村圏事務組合理事長 様

社会福祉法人 中部広域福祉会
中広保育園
理 事 長 沖繩 太郎

平成 30 年度 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
指導監査（確認監査）の是正改善報告について

平成 30 年 8 月 22 日付け中広事教第 13 号にて、指摘のありましたことについて、別紙のとおり、是正改善の状況を報告いたします。

様式 1

平成 30 年度 指摘事項及び是正改善状況報告書
 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査（確認監査）
 指導監査結果

所在市町村名 ○○市
 事業種名 保育所
 施設・事業所名 中広保育園
 監査実施年月日 平成 30 年 7 月 25 日

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
<p>1. 内容及び手続の説明及び同意について</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条第1項では、「特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。」と規定されている。</p> <p>貴施設においては重要事項説明書の策定がなく、同意書もとっていない。今後は重要事項説明書を策定し、保育の提供の開始に際し、内容及び手続の説明及び同意を得ること。</p> <p>※改善報告にあたっては、作成した重要事項説明書及び同意書の様式を添付すること。</p>	<p>別紙のとおり、「重要事項説明書」及び「同意書」を作成いたしました。</p> <p>今後は、保育所の利用開始にあたり、重要事項説明書を保護者に交付するとともに、同意書の徴取を行います。</p> <p>※作成した重要事項説明書と同意書の様式を添付します。</p>

注：1 「是正改善の状況」欄は、具体的に記載し、必要により資料（関係書類の写等）を添付すること。